（土砂災害対策室及び海岸室並びに総合土砂企画官、土砂・洪水氾濫対策官及び海洋開発企画官）

第六十四条　保全課に、土砂災害対策室及び海岸室並びに総合土砂企画官、土砂・洪水氾濫対策官及び海洋開発企画官それぞれ一人を置く。

2～6　（略）

7　土砂・洪水氾濫対策官は、命を受けて、砂防工事（災害復旧事業の監督及び助成並びに災害復旧に関連する事業の指導、監督及び助成に係るものを除く。）に関する事務のうち、土砂等（土砂及び樹木をいう。以下この項において同じ。）が流下し河川に堆積することにより、土砂等が流水と一体となって河川外に流出する災害の防止に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

8　（略）

（車両通行対策室及び高度道路交通システム推進室並びに特殊車両調整官及び自動走行高度化推進官）

第六十七条　道路交通管理課に、車両通行対策室及び高度道路交通システム推進室並びに特殊車両調整官及び自動走行高度化推進官それぞれ一人を置く。

2・3　（略）

4　高度道路交通システム推進室は、道路交通システムの高度化に関する事務（自動走行高度化推進官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5・6　（略）

7　自動走行高度化推進官は、命を受けて、道路交通システムの高度化に関する事務のうち、自動走行システムの高度化に関する特定事項についての企画及び立案に関する事務をつかさどる。

（道路メンテナンス企画室及び技術企画室並びに国道事業調整官）

第七十条　国道・技術課に、道路メンテナンス企画室及び技術企画室並びに国道事業調整官一人を置く。

2・3　（略）

4　技術企画室は、道路の整備等に関する事務のうち、技術に関するものについての企画及び立案並びに調整に関する事務（環境対策及び交通安全対策に関すること並びに道路交通管理課及び企画課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5　技術企画室に、室長を置く。

6　（略）

（削る）

（企画室並びにバス高速輸送システム推進官及び財務企画調整官）

第八十六条　（略）

2　企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

四　道路運送に係る助成に関すること（技術・環境政策課及び財務企画調整官の所掌に属するものを除く。）。

五～八　（略）

（土砂災害対策室及び海岸室並びに総合土砂企画官及び海洋開発企画官）

第六十四条　保全課に、土砂災害対策室及び海岸室並びに総合土砂企画官及び海洋開発企画官それぞれ一人を置く。

2～6　（略）

（新設）

7　（略）

（車両通行対策室及び高度道路交通システム推進室並びに特殊車両調整官）

第六十七条　道路交通管理課に、車両通行対策室及び高度道路交通システム推進室並びに特殊車両調整官一人を置く。

2・3　（略）

4　高度道路交通システム推進室は、道路交通システムの高度化に関する事務をつかさどる。

5・6　（略）

（新設）

（道路メンテナンス企画室並びに国道事業調整官及び技術企画官）

第七十条　国道・技術課に、道路メンテナンス企画室並びに国道事業調整官及び技術企画官それぞれ一人を置く。

2・3　（略）

（新設）

（新設）

4　（略）

5　技術企画官は、命を受けて、高速自動車国道（国がその整備を行うものに限る。）及び一般国道の整備及び保全（除雪を含む。）に関する事務のうち、技術に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（企画室並びにバス高速輸送システム推進官及び財務企画調整官）

第八十六条　（略）

2　企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

四　道路運送に係る助成に関すること（環境政策課及び財務企画調整官の所掌に属するものを除く。）。

五～八　（略）